

答申

令和元年10月2日付で諮問された「H30年(2018)4月25日付け(自振第34号)公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求の件(総務第514号)及び同(総務第515号)について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は、平成28年(2016)4月5日付けで、実施機関に対し、出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「条例」という。)第9条の規定により、「鶉鷺コミュニティセンターおよび鶉鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報(会則・会員・活動目的など)、支援開始時からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの貸借関係書類(賃貸契約書や報告書など)。センター長および職員の人事(募集や採用手段、方法など)に係る情報。」について開示を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、平成30年4月25日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い(以下「本件部分公開決定」という。)、同日、審査請求人に対し、同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「本件通知書」という。)を交付した。同決定において、実施機関は、平成29年7月20日開催の会議の議事録である「平成29年度運営委員会(コミセン建屋更新検討)メモ」について、出席委員と欠席委員の氏名の一部を、平成30年2月2日開催の会議の議事録である「平成29年度第3回鶉鷺コミュニティセンター運営委員会メモ」について、審議内容の一部

を、それぞれ非開示（以下「本件非公開部分」という。）とした。

- (3) 実施機関は、本件通知書の審査請求人への交付日と同日である平成30年4月25日及び翌26日、本件部分公開決定に基づき、審査請求人に対し、公文書の閲覧の手続きを実施した。その際、本件非開示部分については黒塗りをする処理をした上で、公文書の閲覧の手続きを実施した。
- (4) 審査請求人は、平成30年（2018）11月27日付けで「H30年（2018）4月25日付け（自振第34号）公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「平成29年7月20日に開催された会議の「平成29年運営委員会（コミセン建屋更新検討）メモ」議事録の黒塗りしていないものの公開」（総務第514号）及び「平成30年2月2日に開催された鶉鷺コミュニティセンター運営委員会会議の「平成29年度 第3回鶉鷺コミュニティセンター運営委員会メモ」議事録の黒塗りされていないものの公開」（総務第515号）である。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、本件非公開部分の条例 第6条第1号該当性を争うとともに、「平成29年度運営委員会（コミセン建屋更新検討）メモ」に対しては、ほかの委員の氏名を公表しながら、一部の委員について非公開とした理由の説明がない旨を、「平成29年度 第3回鶉鷺コミュニティセンター運営委員会メモ」に対しては、非公開とされた部分が「個人に関する情報」及び「特定の個人を識別することができる」情報に当たるかどうかの説明されていない旨を述べている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書において、審査請求は処分があったことを知った日

から3か月以内に申し立てなければならないところ、審査請求人は、遅くとも、本件部分公開決定に基づき公文書の閲覧を行った、平成30年4月25日及び翌26日には本件部分公開決定があったことを知ることができたにも関わらず、上記閲覧日から3か月以上が経過した平成30年11月27日に本件審査請求を行っているから、期間徒過により、本件審査請求を却下すべきと主張している。

5 審査会の判断

(1) 総論

審査請求が期間徒過により不適法な場合には、審査請求の理由の当否について判断するまでもなく、本件審査請求を却下すべきことになるから、実施機関による期間徒過の主張の当否について検討する。

(2) 処分があったことを知った日から3か月が経過していること

行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（中略）を経過したときは、することができない。」と定めており、本件通知書にも、審査請求ができる期間は「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内」である旨の教示が記載されている。審査請求人も、審査請求書において、本件通知書記載のとおり、審査請求についての教示を受けたと述べている。

審査請求人は、審査請求書において、本件部分公開決定について「処分があったことを知った日」を、平成30年11月19日と主張している。

しかし、審査請求人は、本件部分公開決定に基づく本件通知書を、平成30年4月25日に交付を受け、同日及び翌26日には、本件部分公開決定に基づいて本件非公開部分を含む公文書を閲覧したのだから、遅くとも公文書閲覧の日において、審査請求人が、本件部分公開決定があったことを知らなかったはずがない。よって、審査請求人が、本件部分公開決定について「処分があったことを知った日」は、遅くとも平成30年4月26日であると言わざるを得ない。

しかるに、審査請求人が本審査請求を行ったのは、公文書閲覧の日の翌

日から7か月が経過した平成30年11月27日である。よって、本審査請求が、3か月の期間制限を徒過した後に行われたことは明らかである。

(3) 期間徒過について正当な理由があったとは考えられないこと

行政不服審査法第18条第1項には、処分があったことを知った日の翌日から3か月の期間を経過した後であっても、「正当な理由」があるときは審査請求ができると定められている。なお、平成30年4月25日付「公文書部分公開決定通知書」においても、正当な理由があるときは審査請求をすることが認められる場合がある旨の教示が記載されている。

3か月の期間制限を徒過した後に審査請求をする場合には、審査請求書に、上記正当な理由を記載しなければならない（行政不服審査法第19条第5項第3号）。しかし、本審査請求書には、3か月の期間制限を徒過した正当な理由についての主張は記載されていない。

本審査請求は、いずれも、本件非開示部分の開示を求める趣旨であるところ、本件非公開部分の存在は、当該部分が黒塗りにされていることから、文書を一見すればその存在が明らかであり、公文書を閲覧した日の翌日から3か月以内に本審査請求ができなかったことについて、審査請求人に正当な理由があったとは、およそ考えられない。

(4) まとめ

本件審査請求は、審査請求人が処分があったことを知った日の翌日から3か月に徒過した後になされ、これについて正当な理由があったとも認められないことから、不適法なものと言わざるをえない。よって、実施機関の主張には理由があると認められる。

(5) 審査会の結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年10月2日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年3月24日 (第1回審査会)	審議
令和4年5月24日 (第2回審査会)	審議
令和4年7月25日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹